

年金業務監視委員会令要綱

第一 年金業務監視委員会

- 一 年金業務監視委員会（以下「委員会」という。）は、委員七人以内で組織すること。（第一条関係）
- 二 委員会に部会を置くことができることとする。 （第五条関係）
- 三 その他委員会の運営等に関する所要の規定を置くこと。

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。 （附則関係）